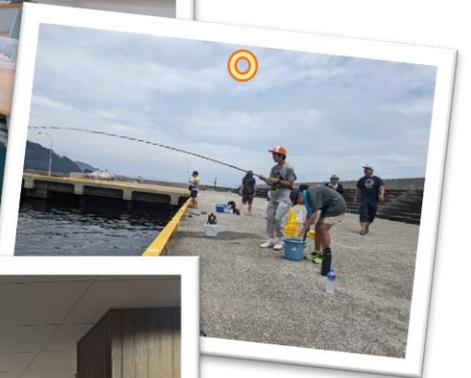


令和6年度 魚島さざなみ留学 募集要項



令和6年度魚島さざなみ留学募集要項

令和6年度の募集要項はこちら

【対象】

合宿型：小学5年生～中学3年生

親子型：小・中学生

【留学場所】

上島町立魚島小・中学校

〒794-2540 愛媛県越智郡上島町魚島一番耕地 828

魚島は、愛媛県上島町内にある人口約130名、面積1.36km²の小さな島です。ICT教育を導入し、ソフトバンクロボティクスのPepperと一緒に魚島小・中学校（小学5年生1名、中学1年生1名、中学2年生4名、中学3年生1名）の7名の児童生徒が少人数教育を受けています。このうち第一期生の留学生が4名魚島で生活しています。

【合宿型 さざなみ寮】

- (1) 寮で指導者（ハウスマスター）及び他の留学生との共同生活を送ります。
- (2) 寮は男女別となります。（男子寮：うぐいす、女子寮：水仙）
- (3) 指導者（ハウスマスター）が保護者代理で日々の教育指導・生活の世話をします。
- (4) 定員は5名程度

【親子型】

- (1) 空き家、又は後継者住宅に移住・定住
- (2) 定員は3組程度

1. 目的

上島町魚島さざなみ留学制度（以下「さざなみ留学」という。）は、魚島特有の自然環境やICT教育、少人数教育等を生かした豊かな学びや地域における漁業体験等に興味のある町外の方を対象に、上島町魚島の小・中学校に入学または転校を希望する児童生徒に対し、寄宿舎（寮）又は後継者住宅を提供し、心身ともに健康な児童・生徒の育成を図ることを目的とします。

2. 募集基準

- (1) 地域の自然や環境を理解し、入学または転校を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな自然体験と ICT 教育等により、第 2 のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 魚島の豊かな自然のある生活環境で、様々な体験活動を希望する児童・生徒
- (4) 令和 6 年度に義務教育対象となる小学校 1 年生～中学校 3 年生である児童生徒

3. 契約と留学期間

- (1) 留学の期間は、原則として 4 月から翌年 3 月までの 1 年間とします。ただし、継続を希望する場合は、上島町教育委員会に申請し、契約を更新することができます。
- (2) 契約は、上島町教育委員会、魚島離島留学推進連絡協議会（以下「推進協議会」という。）、留學生の保護者と契約事項を誠実に守ることとします。

4. 応募方法と申込み期限

- (1) 別紙「魚島さざなみ留学申込書」を上島町教育委員会に郵送、またはメールに添付してください。
- (2) 申込み期限は、令和 5 年 11 月 24 日(金)までです。

5. 留學生の決定

- (1) 魚島での生活や学校生活がスムーズに開始できるように、現在通学している学校へは事前に連絡を取らせて頂きます。
- (2) 必要に応じて医療機関等に検査資料を提出していただくことがあります。
- (3) 推進協議会で選考の上決定し、結果の通知を 1 月中に発送致します。

6. 留学に関わる費用

◇合宿型・親子型

- (1) 合宿型留學生の保護者は、負担金として一人あたり月額 3.5 万円を毎月月末までに翌月分を（前納）納入して頂きます。
- (2) 入居及び退居日が 1 月に満たない場合は、その月は日割り計算致します。（公営住宅に準ずる）
- (3) 学校給食費、PTA 会費、学校教材費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費、交通費及びその他児童・生徒にかかるものは、保護者の負担です。（町からの補助がある場合もあります。）
- (4) (3) については、保護者と管理人が協議の上、概算で預かり別途精算致します。
- (5) 毎月の給食費は、実親が負担する。（小学校 240 円/日、中学校 285 円/日）請求月末までに納める。
- (6) 親子型留学については、推進協議会から月額 15,000 円の補助金を支給します。

7. 指導者（ハウスマスター）

- (1) 指導者は、留学生を島民の一員として、一人ひとりに深い理解と愛情を持って接し、心身の健全な成長を願い、養育に当たります。
- (2) 指導者は、学校運営に対し保護者と同様の立場で参加します。また、指導者は保護者との連絡を密にして、留学生に対し適切な対応を心掛けます。
- (3) 指導者は、留学生に事故や大きな病気等が発生しないように最善の注意を払います。もし発生した場合には、指導者が適切な処置を行うとともに推進協議会に報告し、両者協議の上対応致します。

8. 解約

次の事項に該当する場合は、留学生受入を解約することができます。

- (1) 留学生の問題行動等により、管理人の指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 負担金の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情により、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書に虚偽があるとき

9. その他

- (1) この事項及び魚島離島留学制度実施事項に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、保護者、管理人、推進協議会が協議の上善処することと致します。
- (2) 留学生が帰省する際には、年度内3回まで往復交通費の実費を補助します。
保護者については、年度内2回まで往復交通費の実費を補助します。但、1回につき1人のみとします（上限：1回につき50,000円）。
- (3) 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとします。
閉寮日：7月24日～8月24日、12月27日～1月7日、3月26日～4月7日
- (4) この要項は、令和4年度より施行いたします。

問合せ・申込書提出先

〒794-2520

愛媛県越智郡上島町弓削佐島 583 番地

上島町教育委員会 魚島さぎなみ留学担当（小林）

TEL：0897-77-2128（代表）

FAX：0897-77-3207

E-MAIL：kyoiku@town.kamijima.ehime.jp